

デジタルカード滞在許可証への交換期限延長のお知らせ

令和2年6月26日
在ザンビア日本国大使館

【ポイント】

ザンビア入国管理局は、紙媒体の居住許可証からデジタルカード許可証への交換期限を2020年7月31日まで延長することを発表しました。

【本文】

入国管理局は紙媒体の居住許可証をデジタルカード許可証へ交換する期限を2020年7月31日に延長することを発表しました。

まだ交換されておらず、申請をご希望の方は、締切日までにザンビア入国管理局へご申請下さい。

なお、eservices.zambiaimmigration.gov.zmのe-servicesポータルにて、オンラインでの申請も可能です。

注：パスポートの有効期限が切れている、または有効期間が6か月未満の申請者はオンライン申請ができないため、入国管理局にて手続きを行う必要があります。

入国管理局へ詳細を問い合わせる場合は、+ 260-211-428800（入国管理局）にお電話するか、またはpro@zambiaimmigration.gov.zmにメールすることで確認することができます。

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

○大使館受付

+260-211-251-555

○領事・警備班

+260-977-77-1205

+260-977-77-1206

このメールは「在留届」及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の

URLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete> (停止)